

# 国民健康保険に加入している皆さんへ

病院でのかかり方(負担額)が一部変更となります

- ① 一般所得(住民税課税世帯)の方の入院時食事代が、4月から260円から360円に変更となります。住民税非課税世帯の方は、変更はありません。

区分	食事代
一般(課税世帯)	1食 260円 → <b>360円</b> に変更 ※2018年4月から460円
非課税世帯	1食 100円～210円 据え置き

※難病、小児まひ特定疾病、または1年以上(2016年4月1日時点)精神病床に入院している患者の標準負担額は、260円のまま据え置きとなります

- ② 紹介状なしで特定機能病院や大病院(病床数500床以上)を受診した場合、初診時に5,000円以上、再診時2,500円以上の別途負担(選定療養費)が義務づけられました。これは、医療費とは別に個人が負担する料金となり、病院ごとに金額は異なります。

医療費

保険給付(7～8割) 各市町村や職場の保険者が支払う費用	一部負担金(3～2割) 患者が窓口で支払う料金	+	選定療養費(5,000円以上) 紹介状がない場合加算される
---------------------------------	----------------------------	---	----------------------------------

## 国民健康保険の保険証を更新します

次の窓口交付対象者を除き、各世帯に簡易書留郵便で保険証を発送します。発送は4月中旬です。

### ▶窓口交付対象者

- ①特別証交付対象者/学生の方などで本町に住民票がない方。在学(園)証明書が必要です。
- ②短期証交付対象者/国民健康保険税を滞納している方。窓口相談の上、期間を定めて交付します。

※国民健康保険税の賦課に関係しますので、まだ所得の申告がお済みでない方は、速やかに申告手続きを済ませてください。

問い合わせ先/役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

# 後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ

入院時の食事療養標準負担額が一部変わります

## 住民税非課税世帯の方の食事療養標準負担額(食事代)

《2016年4月1日～》	1食につき	260円 → <b>360円</b>
《2018年4月1日～》	1食につき	360円 → <b>460円</b> に変更
ただし指定難病の方	1食につき	<b>260円</b> に据え置き

※都道府県の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方。

### 【注意】

- ① 指定難病の方は、都道府県の発行する医療受給者証を医療機関でご提示ください。
- ② 指定難病の医療受給者証については、釧路保健所 ☎ 0 1 5 4 ② 1 2 3 3 などにお問い合わせください。

問い合わせ先  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1  
役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

# 子育て応援医療費還元事業

## 高校生世代以下のお子さんの医療費を実質無料化します!!

4月1日から「子育て応援医療費還元事業」の対象者と還元割合が拡大され、医療費の個人負担が実質無料化されます。

この事業は、お子さんが病気やけがで入院・通院した際に負担した医療費の一部を、町内での買い物などに利用できる商品券(右図)で還元するもの。子育て世帯の医療費負担の軽減と町内消費の活性化が目的で、既に300世帯以上のご家庭で利用されています。

これまで中学生以下のお子さんがあるご家庭が対象でしたが、4月からは高校生世代以下のお子さんがあるご家庭が対象となります。



★newポイント★  
高校生世代以下が対象!

### ▶対象

- 高校生世代以下のお子さんのいる世帯(お子さんが満18歳になる年度の3月31日まで)。  
※高校に進学していなくても、親などに扶養されている場合は対象となります。
- 進学などのために住民票を町外に異動されても、親などに扶養されている場合は対象となります。
- 弟子屈高校に越境入学される生徒も対象となります。  
※他市町村から同等の医療費助成が受けられる場合を除きます。

### ▶対象になる医療費

- 高校生世代以下のお子さんが入院・通院(歯科を含む)した際、医療保険の自己負担分として病院や薬局に支払った医療費が対象です。(入院のベッド代や食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種などは対象外)
- 2016年4月1日以降の入院・通院の際に支払った分から対象になります。
- 乳幼児等医療費、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、健康保険高額療養費、災害共済給付金など、他の医療費助成を受けている方については、これらの助成額を控除した金額が対象となります。

### ▶助成の内容

- 対象医療費のうち、自己負担分に相当する額を1円=1ポイントとして換算します。
- 500ポイントごとに町内の取扱店で利用できる商品券と交換できます。

### ▶手続きの方法

- ①診療日、受診者氏名、保険内医療費の金額が記され、医療機関の領収印が押された領収書原本(レシート不可)と保護者の方の印鑑を役場健康推進課へお持ちください。ポイントカード(右図)を作成し、金額に応じたポイントを付与します。
- ②ポイントカード作成後は、お子さんの入院・通院で負担した医療費がある場合に、領収書とポイントカードを役場健康推進課へお持ちいただければ、ポイントを加算します。
- ③高額医療費に該当するかの確認が必要なため、月単位で領収書をまとめてお持ちください。

## 取扱店を募集しています!

- 商品券取扱店の登録は現在50店舗です。
- 町内で営業している事業者の方で登録を希望される場合は、ご連絡ください。



問い合わせ先/役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)